

# いじめ防止基本方針

堺市立若松台小学校 校内いじめ防止対策委員会

## 1 いじめに対する基本認識

### いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。たとえケンカやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### いじめの四層構造

いじめには、「被害者」「加害者」だけでなく、「観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）」「傍観者（見て見ぬふりをする）」を加えたいじめの構造がある。いじめの継続や深刻化に、「観衆」や「傍観者」の存在が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを黙認し、結果的にいじめを促進してしまうことになる。いじめを防止するためには、「加害者」だけでなく、「観衆」「傍観者」をつくらないことを目指し、未然防止、早期発見、早期解決に取り組むことが大切である。

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた児童の立場に立ち、適切な支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

## 2 未然防止に向けて

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

とくに本校では、いじめ問題がそもそも起こらないようにするために、児童たちが縦割り活動をしたり、地域の方と交流したりする行事を多く取り入れている。

- (1) 児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動等をとおして、コミュニケーション能力を育み、ちがいを認められる集団づくりを行う。  
また、規範意識や集団の在り方や命の大切さについての学習も深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感を持ち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 児童理解に関する教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切に授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (9) ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることで解消できることを、保健の授業や教育相談等を通じて学習させておく。

### 3 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで起こることもあり、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 児童のいじめを見逃さない。(いじめ対応チェックリスト等)
- (2) 児童の声に耳を傾ける。(アンケート調査、日記・作文、教育相談等)
- (3) 児童の行動を注視する。(チェックリスト、ネットいじめ防止プログラム等)
- (4) 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等)
- (5) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

### 4 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解決をめざす。

- (1) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 問題に対しては、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。
- (8) いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、保護者と連携しながら解決を図る。
- (9) 常に再発を防ぐことを念頭においてすべての指導に当たる。

#### 関係機関

- ・ 子ども相談所 072-245-9197
- ・ 警察署 

堺	072-223-1234
西堺	072-274-1234
北堺	072-250-1234
南堺	072-291-1234
中堺	072-242-1234
黒山	072-362-1234
- ・ 堺少年サポートセンター少年育成室  
(大阪府警察本部少年課) 072-274-2355

#### 児童のための相談窓口

- ・ 学校教育部生徒指導課 072-228-7436
- ・ 電話教育相談こころホーン  
(24時間365日) 072-270-5561
- ・ 面接相談(電話予約)  
ソフィア堺 教育相談 072-270-8121  
ふれあい教育相談 072-245-2527
- ・ ネットによるいじめ相談

「堺市 STOP ネットいじめ」で

検索



### 5 特に配慮が必要な児童等について

特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- (1) 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- (2) 外国から帰国した児童や外国人、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童
- (3) LGBT(性同一性障害やトランスジェンダー、性的指向に係る児童)
- (4) 東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童

# いじめ情報

## ①情報を集める

教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「校内いじめ防止対策委員会」に情報を集める。

- ・いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める。得られた情報は確実に記録に残す。
- ・校内いじめ防止対策委員会が中心となり、一つの事象にとらわれることなく、いじめの全体像を把握する。(必要に応じてアンケートを行い情報を集める。)

### ※重大事態の発生※

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(重大事態対応フロー図参照)

## ②指導・支援体制を組む

「校内いじめ防止対策委員会」で指導・支援体制を組む

○いじめられた児童や、いじめた児童への対応

→管理職、学級担任、学年主任、同学年担任、学年付、生徒指導担当教員、養護教諭

○その保護者への対応

→管理職、学級担任、学年主任、同学年担任、学年付、生徒指導担当教員、養護教諭

○教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等

→管理職、学年主任、生徒指導担当教員

### ③-A

#### 《いじめられた児童への指導・支援》

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制を作る。
- ・「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自己肯定感を高めるよう留意する。

#### 《いじめた児童への指導・支援》

- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、保護者と連携しながら解決を図る。
- ・不満やストレス(交友関係や学習、進路、家庭の悩み等)があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。
- ・指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、警察署等とも連携して対応する。

### ③-B

#### 《保護者と連携する》

- ・家庭訪問(加害児童宅、被害児童宅とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応)等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

## 6 ネット上のトラブル対応について

○携帯電話・スマートフォンの普及に伴い、メール・SNS 等を利用したいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、小学校4・5・6年生を対象にネットいじめ防止プログラム等を開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

### ○保護者に次の対応を求める。

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除するように関係機関に連絡をとる。
- ・ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに関係機関に通報し、適切な援助を求める。

## 7 いじめ防止対策における留意事項

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。
- (2) いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保する。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- (4) 指導の際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- (5) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。(傍観者への対応)
- (6) いじめをはやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。(観衆への対応)
- (7) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価する。また、学校は評価結果を踏まえ、改善に取り組む。
- (8) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等が評価されるよう、留意する。
- (9) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ、学級会等で取り上げ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように支援を行う。

## 8 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とされるものではない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも以下の2つの要点が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

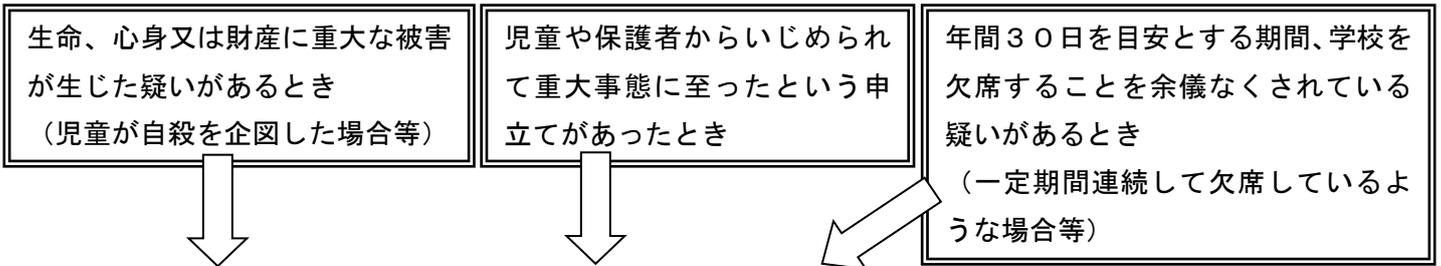
被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。(少なくとも3か月を目安とする) ただし、いじめの被害の重大さから、さらに長期の期間が必要であると判断された場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。

- (2) 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかについては被害者本人及びその保護者との面談等により確認する。

※「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえる必要がある。

# ！重大事態対応フロー図！



○**堺市教育委員会に重大事態の発生を報告** (※設置者から地方公共団体の長等に報告)

学校の設置者が、**重大事態の調査の主体を判断**

1. 学校が調査主体の場合 市教委の指導・助言のもと、以下のような対応にあたる。

## ○学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、校内いじめ防止対策委員会に加えて、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

## ○調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

## ○いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供  
(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

## ○調査結果を市教委に報告 (※設置者から地方公共団体の長等に報告)

※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

## ○調査結果を踏まえた必要な措置

2. 市教委が調査主体の場合

## ○市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する